

3割増車 認可制に

申請日3カ月前から対象

改正事業法◆解釈通達

国土交通省が改正貨物自動車運送事業法に基づき11月から施行する、事業継続に当たっての規制強化に関する改正では、認可基準に適合しない事業計画

の変更を認可の対象とするが、当該営業所に配置する車両数を3カ月前で3割以上増車する場合、従来の事前届出制から認可制に移行する。最低保有車両数を割り込む5台未満への減車も原則として認可制の対象としており、最低限の「経営体力」を新規参入および既存の事業者に求めている。(田中信也)

「10台以下」営業所は対象外

8月1日に公布した関係省令を補足するため併せて発出した解釈通達では、申請に当たっての許可基準の明確化や、点検および整備管理体制の確認事項、事業許可の欠格事由の対象となる

「密接関係者」の範囲、営業所の新設など事業規模の拡大となる認可申請が認められる要件とともに、認可制に移行する対象について明示している。

認可制に移行する車両数

変更のうち「極端な増車」については、当該営業所の総保有台数を申請日の3カ

月前から起算して30%以上増やすケースが対象。一度に30%以上増やすケースに加え、細切れの増車についても適用される。ただ、10台以下の営業所は対象から除外する。

一方、減車に関しては、最低車両数5台を割り込む場合が対象だが、災害などが原因で車両を使用できず、代替の車両を確保できないケースは除外する。ただ、現時点で3台の営業所が4台に増やすといった、いわゆる「5割増」事業者による5台未満の増車の場合は、将来的に5台まで増やす意向を事業者から確認の上、認可する方針だ。

なお、欠格事由の対象の密接関係者の要件である「許可取り消しから5年を経過していない者」や、事業規模の拡大に関する認可対象から外れる「行政処分の累積点数が12点以上」、「申請日の1年前までの巡回指導で総合評価が「E」の営業所」による増車に対しても認可制が適用される。

報告義務違反が無い⑤運賃とそれ以外の料金を区分して収受することが明確に定められている——ことを要件として規定。

そのほか、許可基準の明確化のうち、営業所の要件に「必要な備品を備えるなど事業遂行上適切であること」を追加。点検および整備管理体制に関して、運行の可否を決定できるだけの点検・整備管理に関する体制が確立されている場合は「系列事業者の整備管理者への委託」を容認することや、対象となる運送が役務の性質上、運賃と料金を分別して収受することが困難な場合を除き運賃と料金を区分することを運送約款に明記することなども定められている。